

改正

平成27年12月 1 日要綱基準等第48号

令和 4 年 6 月29日要綱基準等第35— 2 号

令和 5 年10月30日要綱基準等第55号

幕別町中学生海外研修派遣事業要綱

幕別町中学生海外研修派遣事業要綱（平成13年要綱基準等第30号の3）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、本町の中学生を海外に派遣し、海外の生活を体験させることにより外国の生活、文化、教育及び自然などに対する理解を深めるとともに、語学、国際マナー等を学び、国際的視野を広め、将来国際社会に貢献できる人材を育てるために、幕別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する幕別町中学生海外研修派遣事業について必要な事項を定めることを目的とする。

（研修先）

第2条 研修先は、オーストラリア連邦とする。

（研修内容）

第3条 研修の内容は、次のとおりとする。

- （1） 学校体験研修
- （2） 視察研修
- （3） 民泊研修

（研修参加資格）

第4条 研修に参加する者（以下「研修生」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 幕別町立中学校に在学する中学2年生
- （2） 保護者が幕別町に住所を有する者
- （3） 外国の歴史及び生活文化に高い関心を持っている者
- （4） 校内及び校外活動に積極的に活動している者
- （5） 協調性に富み、心身共に健康で幕別町の生徒代表としてふさわしい者

（参加定員）

第5条 研修生の参加定員は、募集時点の前条第1号に規定する生徒の総数（以下「対象生徒数」という。）18人に対して1人とする。

（学校枠）

第6条 中学校ごとの研修生の人数は、対象生徒数に対する各中学校に在学する中学2年生の生徒数の割合により算出した人数を各中学校に学校枠として配分する。ただし、算出した人数が1人に満たない中学校の学校枠は、1人とする。

（応募方法）

第7条 研修に参加しようとする者は、教育委員会が別に定める期日までに、次の各号に掲げる書類を学校長に提出しなければならない。

- （1） 参加申込書
- （2） 参加アンケート
- （3） 「研修に期待すること」作文（800字程度）

（学校長の推薦）

第8条 学校長は、前条に規定する書類の提出があった者の中から、第4条に規定する研修参加資格を満たす者を教育委員会に推薦する。なお、推薦にあたっては、教育委員会が別に定める期日までに、次の各号に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- （1） 所属学校長の推薦書
- （2） 児童生徒健康診断票
- （3） 参加申込書
- （4） 参加アンケート

(5) 「研修に期待すること」作文(800字程度)

(研修生の決定)

第9条 教育委員会は、前条の規定により推薦された者(以下「推薦者」という。)の中から、教育委員会が行う面接審査により研修生を決定する。

2 各中学校の推薦者が、各中学校に配分した学校枠に満たない場合は、他の中学校で学校枠を超えた推薦者の中から研修生を決定する。なお、各中学校の推薦者の総数が参加定員に満たない場合は欠員とする。

(研修生決定の取消し)

第10条 教育委員会は、前条の規定による決定をした後に研修生が第4条に規定する研修参加資格を欠くことになった場合は、その決定を取り消すことができる。

(事前事後研修)

第11条 研修生の決定を受けた者は、教育委員会の実施する事前事後研修を受けなければならない。

(研修報告)

第12条 研修生は、海外研修終了後に研修報告として研修感想文を教育委員会にすみやかに提出しなければならない。

(研修経費の助成)

第13条 教育委員会は、対象事業に要する研修経費から自己負担金として徴収する金額を控除した額を研修生の保護者に助成するものとする。

2 自己負担金として徴収する金額は、研修経費の4分の1相当額(千円未満の端数は切捨て)とする。

3 研修生が出発日前30日以内に第10条に規定する研修生決定の取消しになった場合は、自己負担金は原則として返却しないものとする。

(研修経費の扶助)

第14条 研修生のうち幕別町就学援助運用要綱(平成15年要綱基準第14号)第5条又は第6条の規定に該当する者については、研修経費のうち前条第1項に規定する自己負担金及びその他経費を研修生の保護者からの幕別町中学生海外研修派遣事業扶助費交付申請書(様式第1号)の提出に基づき予算の範囲内で扶助するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月1日要綱基準等第48号)

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月29日要綱基準等第35—2号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に存在する改正前の幕別町立学校における教職員組合掲示板の設置要綱、言語障害通級指導教室運用要綱、幕別町通級児童生徒交通費助成要綱、幕別町就学援助運用要綱、全国、全道文化・スポーツ大会参加助成要綱、幕別町中学生海外研修派遣事業要綱、幕別町国際交流ホストファミリー助成事業要綱、幕別町高校生海外留学補助金交付要綱及び幕別町郷土文化研究員要綱(以下「各要綱」という。)の規定により使用されている書類は、改正後の各要綱に規定する様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際、改正前の各要綱の規定により作成された様式の用紙で、現に存在するものは必要な修正を加え、なお当分の間、使用することができる。

附 則 (令和5年10月30日要綱基準等第55号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第14条関係）

様式第1号（第14条関係）

年 月 日

幕別町教育委員会教育長 様

申請者（保護者）

住 所

氏 名

（本人が手書きできない場合は、記名押印
してください。）

電話番号

幕別町中学生海外研修派遣事業扶助費交付申請書

幕別町中学生海外研修派遣事業の参加にあたり、就学援助費の措置を受けているため、次のとおり扶助費の交付を受けたく申請いたします。

記

1 参加生徒氏名

2 学校名・学年

3 申請額

項目	金額	備考
自己負担金		
保険料		
合計		

4 受領の方法

1 金融機関への振込み			
金融機関名			
口座名義人			
預金種別	普通・当座	口座番号	
2 現金で受領			
役場出納室	札内支所	糠内出張所	忠類総合支所

※ 口座振込は、郵便局以外の金融機関となっております。

同 意 書

幕別町中学生海外研修派遣事業扶助の決定に際して、研修に参加する生徒の就学援助に関する資料の閲覧に同意いたします。

幕別町教育委員会教育長 様

年 月 日

同意者 住所

氏名

（本人が手書きできない場合は、記名押印
してください。）